

## ○沖縄総合事務局告示第四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和元年六月五日

沖縄総合事務局長 能登 靖

第1 起業者の名称 沖縄県

第2 事業の種類 県道浦添西原線（嘉手苅～小那霸）道路改築事業（沖縄県中頭郡西原町字小那霸桃原地内から同町字小那霸御殿原地内まで）及びこれに伴う国道拡幅工事

第3 起業地

1 収用の部分 沖縄県中頭郡西原町字小那霸桃原、字小那霸干原及び字小那霸御殿原地内

2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

### 1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、沖縄県中頭郡西原町字小那霸桃原地内から同町字小那霸御殿原地内までの延長887mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道浦添西原線（嘉手苅～小那霸）道路改築事業及びこれに伴う国道拡幅工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「県道浦添西原線（嘉手苅～小那霸）道路改築事業」（以下「本体事業」という。）は道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する工事であり、また、本体事業の施行により阻害される一般国道の従来の機能を維持するための拡幅工事（以下、「関連事業」という。）は、同条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

### 2 法第20条第2号の要件への適合性

県道浦添西原線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により沖縄県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により沖縄県が本路線の道路管理者となること、既に本事業を開始していることなどの理由から、起業者である沖縄県は、本事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### （1）得られる公共の利益

本路線は、沖縄県西海岸道路一般国道58号浦添北道路と臨港道路浦添線が接続する浦添北ICを起点とし、沖縄本島を南北に縦断する一般国道58号、同330号、同329号と交差した後、東海岸に位置する一般国道329号与那原バイパスとの交差点を終点とする沖縄本島中部地域を東西に結ぶ総延長9,846mの主要幹線道路である。

本事業が位置する中頭郡西原町並びに隣接する島尻郡与那原町は、東崎工業地区や中城湾港西原与那原地区の整備及び大型MICE施設建設設計画などの実施に伴い、既成市街地の都市化、市街地化の進展による人口や交通量の増加が見込まれる地域であり、与那原町周辺の交通混雑緩和と沿道環境の改善を図るとともに、那覇市へのアクセス強化など幹線道路網の形成を目的としている一般国道329号与那原バイパスは、平成26年度に西原地区1.7kmを2車線にて暫定供用しており、ハシゴ道路の根幹を支える道路としての整備を進めているところである。

しかしながら、一般国道329号与那原バイパスの起点に位置する中頭郡西原町字小那覇地内において接続する予定の本路線が未整備のため、中北部圏からの物流や通勤等の交通は同町字小那覇の小那覇交差点付近において一般国道329号（以下「現道」という。）を利用せざるを得ない状況である。

小那覇交差点付近の現道の沿道には、各種大型商業施設や住居等が連たんしていることから、地域住民の通勤や買い物等による地域内交通と中北部圏を結ぶ物流や通勤、観光などによる通過交通がふくそうし、慢性的な交通混雑が発生している。なお、平成29年2月に内閣府沖縄総合事務局南部国道事務所が小那覇交差点にて実施した渋滞調査によると、現道の小那覇交差点において、最大渋滞長150m（通過時間5分）、平成27年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道の交通量は、中頭郡西原町字我謝地内で33,950台／日、混雑度は1.48と慢性的な交通混雑が発生する等、周辺道路への影響も大きく、円滑な自動車交通の確保が図られていない状況である。

本事業の完成により、現道と一般国道329号与那原バイパスを結ぶ道路ネットワークが構築され、地域内交通と通過交通の分散が図られることによって、西原町小那覇交差点付近における交通量が減少し、交通混雑の緩和が図られるなど、地域の安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与するものである。

したがって、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

本件事業は「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）等に定める環境評価対象外の事業であるが、起業者が平成27年度に同法等に準じて任意で環境影響調査を実施しており、その結果によると大気質、振動等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準等を越える値が見られるものの、遮音壁等の設置により環境基準等を満足するとされることから、起業者は本件事業の施行にあたり、当該措置を講ずることとしている。

また、同調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、植物については沖縄県レッドデータブックに絶滅危惧Ⅱ類として記載されているハマツメクサ1種が確認されたが、事業の実施による影響はほとんどないと予測されている。動物については環境省レッドリスト及び沖縄県レッドデータブックに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているトビイロヤンマ、絶滅危惧Ⅱ種として掲載されているサシバ、オキナワキノボリトカゲ、環境省レッドリストに準絶滅危惧種として掲載されているミサゴ、ヒメイトトンボ、ハイイロイボサシガメ、コマルケシゲンゴロウその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。そのうち、影響が及ぶ可能性があると予測されているヒメイトトンボ、トビイロヤンマ、コマルケシゲンゴロウの3種については、改変区域周辺の地形改変面積や土工量をできる限り少なくする計画、工事車両の走行ルートの限定、低騒音型・低振動型の建設機械の使用に努めること、工事用機械の集中稼働を避けた計画とすること等の環境保全計画を実施することで影響が軽減されると予測されている。

このほか、本件事業区間には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されている箇所はないが、本件事業による土地の改変の際に文化財が確認された場合には起業者は西原町教育委員会との協議により、適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (3) 事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第4種第1級の規格に基づく4車線の道路を新たに整備する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成14年5月10日付け沖縄県告示第421号で都市計画決定された都市計画道路3・2・14号浦添西原線と基本的内容について整合しているものである。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用

に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3 (1) で述べたように、本件区間と接続する現道の沿線では、西原町内において一般国道329号与那原バイパスの起点部分と接続する予定の本路線が未整備のため道路ネットワークが構築されず、地域内交通と中北部圏を結ぶ物流や通勤、観光などによる通過交通がふくそうして慢性的な交通混雑が発生しており、安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早急に施行する必要があると認められる。

また、西原町より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 沖縄県中頭郡西原町役場